

－ 平成26年度 －

事業計画書

社会福祉法人 北九州市小倉南区社会福祉協議会

目 次

事業方針	1
------	---

実施計画

I みんなで福祉の風土を広げよう

1 広報・啓発の強化	2
2 福祉教育の推進	3
3 地域福祉人材の育成	3

II みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

1 小地域福祉活動の活性化	4
2 ボランティア・市民活動の支援	5
3 役割分担と協働の促進	6
4 災害時の福祉救援体制づくり	6

III 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整	7
2 福祉等専門職の地域への参加、参画の促進	8
3 共同募金会との連携	8
4 小地域福祉活動計画の推進	8

IV 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

1 権利の擁護と相談体制の充実	9
2 社会参加・自立の支援	9
3 調査・研究、提言	10

V 推進基盤の強化

1 組織の基盤強化	11
2 財政の基盤強化	12

主な年間行事等	13
---------	----

事業方針

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会から発表された「社協・生活支援活動強化方針」において、さまざまな主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、現在の社会福祉協議会が「住民の抱える今日的な生活課題の実践につながっているのか」を自ら点検し、活動の強化を図ることが求められています。

少子・高齢化のさらなる高波が押し寄せる今日では、“地域社会再生の軸としての福祉”を模索する中で、社会福祉協議会が目指している「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」と、「地域の課題は地域内で解決する」支え合いのしくみが一段と重要視されてきました。

北九州市では、行政と地域住民や地域の活動団体、福祉事業者、NPO・ボランティアといった地域の力を結集して、地域に暮らす一人ひとりが安心して生き生きと自分らしく暮らしていくための指針「北九州市の地域福祉」が推進され、市・区社会福祉協議会では、この行政計画と整合性を持たせた、民間の活動計画「北九州市地域福祉活動計画第四次計画」（住民ふくしの元気プラン）を策定し、さまざまな事業を展開してきました。

本年度は、小倉南区社会福祉協議会 40 周年という記念の年を迎え、この第四次計画後期 2 カ年での目標達成に向けた活動を展開するとともに、設立 40 周年を記念する各種事業に取り組みます。

この 5 カ年計画の基本理念、4 つの基本目標を柱に、本来社会福祉協議会の持つ 7 つの機能を発揮し、校区社協をはじめとする関係機関・団体等からの支援・協力をいただきながら、更なる連携強化にも努め、地域福祉推進の要の役割が担えるよう、福祉でまちづくりを推進してまいります。

基本理念

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

基本目標

- I みんなで福祉の風土を広げよう
- II みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう
- III 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう
- IV 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

7つの機能

- | | |
|---------------|-----------------|
| I 「連絡調整機能」 | V 「ネットワーク・交流機能」 |
| II 「調査・研究機能」 | VI 「財源調達機能」 |
| III 「広報・啓発機能」 | VII 「運動・実践機能」 |
| IV 「人材育成機能」 | |

実施計画

I みんなで福祉の風土を広げよう

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるためには、自分たちの地域社会の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題を抱える当事者と共に、同じ地域に暮らす住民として共感し、一人でも多くの住民がみんなで解決に動き出せる仕組みづくりと参加が必要です。

そのため、私たちのまちに福祉の風土を広げ、地域の福祉課題に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

1 広報・啓発の強化

(1) 広報紙発行事業〔932千円〕

広報紙「みなみしゃきょう」「ボランティア・市民活動センターだより」の発行により、福祉情報等を提供しながら社協活動に対する理解と関心を高めます。(年4回：各63,000部)

(2) 出前講演活動の実施〔50千円〕

社協活動・共同募金との関係等のPR活動を含め、校区社協・関係団体・ボランティア「ふくし劇団小倉南プチボ」等の協力を得ながら、積極的な出前講演活動を展開し、住民の福祉に対する関心を促していきます。

(3) 校区社協広報活動支援事業〔1,100千円〕

広報紙発行校区に対する助成金の交付や広報担当者の人材育成を支援するため、校区と連携し編集方法の研修開催や社協活動のPR・周知に務めることで、地域の広報活動を支援します。

(4) ホームページによる関連情報の広報《市社協共同》

地域福祉の理解と関心を高めるためには、きめ細やかな情報の発信が必要であり、インターネットやマスメディア等の広報媒体の活用ならびに市民に対する社協活動広報等のため、区・校区社協のホームページの充実に努めます。

- 区・校区社協ホームページによる地域福祉関連情報の収集・発信
- ボランティア・市民活動センターホームページの充実
- 北九州市高齢者いきがい活動ステーション事業による、市民への情報提供

2 福祉教育の推進

(1) 子どもを対象とした体験型福祉教育〔50千円〕

小・中学校と校区社協・福祉施設等との共同による福祉体験学習を推進し、地域住民自らが「地域の子を育む」福祉の風土づくりを推進します。

(2) 学校と連携した福祉教育

福祉教育に力を入れている小・中学校との連携を強化し、福祉体験学習やウェルクラブ活動を通じて、更なる福祉教育の充実に努めます。

3 地域福祉人材の育成

(1) 新任福祉協力員研修〔80千円〕《市社協共同》

新任者に対する区域での集合研修を開催し、小地域での新たな活動参加者への研修を実施します。

(2) 現任福祉協力員研修《市社協共同》

校区社協の活動者・福祉協力員の資質向上のための研修を実施し、専門知識・技能の習得並びに活動者同士の交流を図ります。

■ 現任福祉協力員研修〔70千円〕

(3) 地域リーダー研修

小地域福祉活動を推進するリーダーを対象に、資質向上ならびに知識・技法の習得を目指します。

■ 校区社協会長研修《役員研修を兼ねる》

■ 新任校区社協役員研修《市社協共同》

■ 地域福祉活動指導者研修（トップセミナー）《市社協共同》

(4) 地域福祉活動者研修《市社協共同》

小地域福祉活動を活性化するため、校区社協間の交流・研修事業の支援や福祉活動の実践活動を学びます。

■ 小地域福祉活動計画策定研修（ふくしプランニング工房）（年3回）

■ 地域福祉活動専門研修

■ 校区社協活動者交流会（ふうせんバレーボール等）

■ 福祉のまちづくり講座（新たな活動者養成）《モデル事業・市社協共同》

(5) 校区社協会長会議等の定例化

校区社協会長・ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議の定例化により、各校区の情報・意見交換等を行うとともに、地域リーダーとしての使命感を高めます。

■ 校区社協会長会議（会議：年2回、視察研修：年1回）

■ ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議（年1回）

Ⅱ みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

それぞれの地域において住民みんなが安心して暮らせるよう、地域社会の福祉課題の解決のためには、公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動へ参加することが必要です。

このため、公私の社会福祉関係者と連携ができるよう住民みんなが力を集め、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、支援を必要としている人がその課題解決に向かえるよう、公私の社会福祉関係者と支援の輪をつくり、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

1 小地域福祉活動の活性化

(1) 校区社会福祉協議会への支援 [1,650千円]

小地域福祉活動推進の中心的役割を担う校区社協の発展・強化のため、校区が実施する各種事業を支援します。

- 校区社協基盤強化への支援（組織、財源確保等）
- 校区域広報活動への支援【再掲】
- 食生活改善推進員協議会等のボランティアによる校区社協支援の促進

(2) 校区社協の事業促進

① ふれあいネットワーク活動推進事業の充実・強化 [13,194千円]《市社協共同》

「ふれあいネットワーク活動推進事業」を校区社協の基本活動として、事業の定着・充実を図り、この仕組みを活用しながら、子育て支援、児童の健全育成をはじめとした小地域福祉活動の活性化に取り組みます。

- 基本事業の充実支援
- 校区社協活動メニュー事業普及・定着への支援
- 歳末時地域支援事業への支援
- 校区における、中・長期的な活動計画策定や健康づくり事業における健康マイレージ事業の活用等、新たな課題解決に向けた提案

② 次世代地域福祉活動者育成事業の推進 [100千円]《市社協共同》

地域が子育てに加わり、地域ぐるみで子どもを育てていくことにより、校区社協と小学校等が連携し、次代を担う子どもたちを小地域福祉活動に参加させた福祉活動（ウェルクラブ）を推進します。

③ 子どもの暮らし環境を守る事業の推進 [320千円]

「児童が安心して暮らせる環境づくり（子育て支援）」を目的とした校区社協主催事業として、小学校・特別支援学校の新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業を推進します。

④ 連絡調整会議等校区定例会議への参画《市社協共同》

校区社協が実施する連絡調整会議等の地域定例会議に参画し、小地域福祉活動の支援・育成、福祉情報の提供等を行います。

2 ボランティア・市民活動の支援

(1) ボランティア支援と活動促進〔987千円〕

ボランティア、市民活動団体（NPO）、企業の社会貢献活動等と小地域福祉活動がお互いの活動内容を知り合い、新たなアイデアを提供しあうなどの環境整備に取り組みます。

- ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- ボランティア・市民活動センターと市民センターの関係づくり
- ボランティア活動に関するコーディネーションや情報提供
- テーマ型ボランティア・市民活動団体との協働
- ボランティアの社協活動や区役所等主催事業への参画促進
- ボランティア保険加入事務・広報
- ボランティアフェスタの開催
- 福祉施設が実施する事業への協力
- 福祉教材、ボランティア活動の貸与

(2) ボランティア講座〔194千円〕

参加対象者別に、ボランティア講座を開催し、基礎知識・技能の習得により、ボランティア活動者の資質向上に努めます。

- 外出支援ボランティア講座
- 送迎ボランティア研修（シルバーひまわりサービスボランティア対象）
- ボランティア・スキルアップ講座

(3) 虚弱高齢者送迎サービス事業《市社協予算実施事業》

ボランティアの協力により、外出支援のための虚弱高齢者送迎サービスを実施するとともに、利用者と活動者のコーディネートを行います。

また、送迎ボランティアへの情報提供や新たなボランティア活動機会の提供を行うとともに研修会の開催等により、活動者の資質向上を図ります。

(4) 企業の社会貢献等の促進《市社協共同》

ボランティアの風土を広めるために、区内の企業等に対してボランティア活動のきっかけ作り等を行い、企業の社会貢献（CSR）活動を支援します。

(5) 介護ボランティアにおける人材育成《市社協共同》

高齢者の社会参加・地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢の健康増進や生きがいづくりを支援します。

3 役割分担と協働の促進

(1) 校区社協と他団体の役割分担の明確化《市社協共同》

校区社協とさまざまな地域団体との役割分担や協働による効果的な活動展開を行うため、組織や活動について話し合いの場を持ち、従来の枠組みを見直しながら、まちづくり協議会をはじめとする地域団体との役割分担を明確にし、協働でのまちづくりを促進します。

- 社会福祉関係機関・団体との連携・調整
- 年長者・障害(児)者ふれあい事業等への参画
- 共同募金会との連携(街頭啓発活動等への協力)
- 健康づくり推進員との連携(健康マイレージ事業での協力)

4 災害時の福祉救援体制づくり

(1) 災害ボランティアセンター設置に向けた体制整備《市社協共同》

校区社協の見守り活動の特性を活かし、障害を持つ人や高齢者等要援護者を地域で守る災害時等の緊急時における福祉救援体制づくりについて、市民防災会や民生委員・児童委員等との協働により、災害ボランティアセンター設置に対して、活動者の募集や災害時の現地調査協力体制整備の検討を行います。

- 校区社協による福祉救援体制づくり事業への協力
- 災害時の活動者要請に対する支援体制の検討

(2) 災害時福祉救援体制づくりの検討

社会福祉協議会の持つ広域性・公共性を最大限に発揮し、広域で発生した災害にも即応できる支援体制の構築に取り組みます。

- 災害時、要援護者支援基金(仮称)の設置・検討
- 支援資・器材の整備(運行車両等を含む)
- 支援・協力体制の確立(行政等計画との役割分担)
- 災害時福祉救援体制モデル事業の支援(曾根東地区)

Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくる

市民の価値観や生活様式の多様化によって、地域の福祉課題についても多様化し、いくつかの課題を同時に抱える場合もあります。

そのため、保健、医療、福祉等の関係機関・団体の連携を強め、総合的に問題・課題の解決を図ります。

1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整

(1) 福祉サービス事業者との連携・調整

- ① **福祉施設との連携強化**〔20千円〕
 - 障害者小規模作業所等との連携事業実施
 - 小地域福祉活動情報の提供
 - 福祉施設の実施する行事へのボランティア派遣
- ② **福祉サービス事業者との連携強化**《市社協共同》
 - 小地域福祉活動情報の提供
- ③ **保健・医療・福祉推進協議会への参画**《市社協共同》

ほっとステーション小倉南推進協議会への参加・参画等により、社協活動と福祉サービス事業者との連携強化を図ります。

(2) 地域福祉関係団体との連携・調整

- ① **区民生委員児童委員協議会事務局の運営**〔390千円〕

事務局運営により、民生委員・児童委員と連携した事業を展開することで、組織体制の強化を図ります。

また、校区会長・民児協地区会長による合同研修会等を開催します。
- ② **福祉団体・福祉関係機関との連携強化**〔550千円〕
 - 福祉団体・関係機関実施事業への支援
 - ほっとステーション小倉南推進協議会への参加・参画
 - 連合婦人会等福祉団体の組織づくり支援の検討
- ③ **障害(児)者のふれあい事業**〔530千円〕

障害(児)者とその家族のリフレッシュ・癒しの場を創るとともに、校区社協、身体障害者福祉協会、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、心のふれあいを基調とした事業を実施します。
- ④ **年長者・障害(児)者の作品展事業**〔255千円〕

障害(児)者・高齢者の生きがい創りや創作意欲を高めるため、福祉施設、校区社協等の関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、当事者が製作した作品展を実施します。

2 福祉等専門職の地域への参加、参画の促進

(1) 校区社協と福祉施設との連携強化《市社協共同》

社会福祉施設や福祉団体の役職員は、支援の必要な人たちを支えてきた専門性や経験の蓄積があります。校区社協の連絡調整会議等へ地元福祉施設等が参画し、福祉専門職として福祉サービス情報の提供や地域と協力したまちづくりなど、施設・団体と地域が連携・協力できる場の提供に努めます。

(2) 福祉等専門職との連携出前講演の実施《市社協共同》

校区研修会等への福祉施設等専門職の協力により、福祉情報の提供や福祉の風土づくりを共同で実施します。

(3) いのちをつなぐネットワークとの連携《市社協共同》

いのちをつなぐネットワークや民生委員児童委員協議会等と区社協との連携により、福祉専門職の地域への参加を促進します。

3 共同募金会との連携

(1) 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力〔520千円〕

共同募金は区社協の重要な活動資金です。自治連合会・校区社協など地域関係者からの支援を受けながら、街頭啓発活動など募金運動へ積極的に参画します。

(2) 共同募金会事業の広報事業〔50千円〕

共同募金と社協活動の関係について、校区社協等関係機関・団体の協力を得ながら、広報紙・リーフレット・各種事業等を通じたPR活動を実施します。

4 小地域福祉活動計画の推進

多様な地域の福祉課題に地域の関係団体や地域住民が気づき、中期的な視野に立った住民主体による解決を行うため、小地域福祉活動計画づくりを推進します。

(1) 校区社協単位の小地域福祉活動計画づくりの推進《市社協共同》

校区社協で効率的な事業を展開するため、策定委員会等を設置し、地域の将来を見据えた複数年の中期的な計画づくりに取り組みます

(2) 計画策定校区社協での研修会等の開催《市社協共同》

校区の活動計画づくり策定手法を習得するため、小地域福祉活動策定研修（ふくしプランニング工房）を開催し、地域の多様な福祉課題解決に向けた事業を行います。（研修：年3回）

Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守る

誰もが地域の中で生き生きと自立した生活ができるよう、民間の立場から住民と関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行います。
また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚で活動の提言を行い、新しい仕組みをつくります。

1 権利の擁護と相談体制の充実

(1) 心配ごと相談所の運営〔410千円〕《市社協共同》

住民一人ひとりが、日常生活上の悩みを抱え込まないで済むよう、日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を効果的に活用し、適切な助言・援助を行って、地域住民の福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員との協働による心配ごと相談事業を実施します。

- 心配ごと相談所運営委員会の開催
- 相談所の開設（小倉南生涯学習センター内）
 - ・ 来所ならびに電話相談の実施 … 毎週1回（木曜日）
- 相談日等の事業周知・広報活動の充実
- 研修会の実施による相談員の資質向上ならびに専門知識・技能の習得
- 相談内容の点検・評価、運営方法の検討

(2) 介護サービス相談事業との連携《市社協共同》

ほっとステーション小倉南推進協議会や在宅介護等相談事業等と連携し、福祉情報の提供や介護相談・苦情への対応体制づくりに取り組みます。

2 社会参加・自立の支援

(1) 歳末たすけあい事業〔1,150千円〕

共同募金歳末たすけあい運動と連動し、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、校区社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉活動を推進します。

① 歳末見舞金の贈呈

民間のたすけあい運動として、福祉施設入所者に見舞金を贈呈します。

② 福祉施設・団体、ボランティアグループ等支援事業

歳末時期に、民生委員・児童委員ならびにボランティア等の協力を得て、校区における交流機会を設けることで、行事参加者相互の連携強化や地域福祉の推進を図ります。

③ 年末年始の見守り活動の強化

年末年始の小地域見守り活動を充実するとともに、その活動を通じて、地域住民の福祉活動への理解を高めます。

(2) 災害見舞金事業・減免診療支援事業

① 災害見舞金贈呈事業〔80千円〕

自然現象又は火事などの災害による被害を受け、他からの支援を必要とする世帯に見舞金を贈呈します。

② 減免診療支援事業

社会福祉法に基づき、低所得者に対して医療機関での減免診療を支援します。

(3) 社会福祉資金貸付事業〔15千円〕《市社協共同》

低所得世帯の自立更生という経済的自立、生活意欲の助長や在宅福祉、社会参加の促進等を図るため、民生委員・児童委員と連携し、生活福祉資金・福祉金庫資金の貸付などに伴う相談・援助活動を行います。

■ 福祉金庫資金の貸付

■ 生活福祉資金貸付事業への協力

(4) 社会参加・自立への支援

誰もが地域の中で生き生きと自立した生活ができるよう、校区社協が実施する各種事業を通じて、地域住民の社会参加・自立を支援します。

3 調査・研究、提言

(1) 調査研究、提言

① 運営企画委員会の開催

運営企画委員会の開催及び市社協総合企画委員会への参画により、調査研究や行政・関係機関等への提言活動を行います。(年3回)

② ボランティア・市民活動実態調査

ボランティアフェスタや講座でのアンケート実施、ボランティア保険加入時の登録等に基づく実態調査を行い、活動展開の充実を図ります。

③ 住民ニーズ把握・新たなしくみづくり《市社協共同》

地域住民の日常生活上のニーズを常に把握し、市民生活者の感覚で事業を提言し、新たなしくみづくりを検討します。

また、ふれあいネットワーク活動推進事業を中心とした小地域福祉活動に対する事業実施の点検活動を市・区社協合同で行います。

V 推進基盤の強化

社会福祉法では、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。

校(地)区社会福祉協議会・区社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、各域社協で「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」「人材育成」の6つの視点をもって基盤づくりを行い、お互いに連携・協働しながら、地域福祉活動を計画的に推進します。

また、自治会をはじめとする関係団体等からの支援により取り組んできた財政基盤の強化については、更なる努力が必要です。

1 組織の基盤強化

- ① **社会福祉協議会活動のPR**〔150千円〕《市社協共同》
社協活動の理解を深めるため、リーフレットや啓発資料、香典返し寄付・記念寄付等のメッセージカードを作成するとともに、ボランティア（劇団プチボ）などとの連携を図りながら、PR活動の強化に努めます。
- ② **役員研修の実施**〔300千円〕
区社協の役員を対象に、地域福祉活動先進地の視察研修会（日帰り）を民児協役員と合同で実施し、参加者相互の交流や資質向上を図りながら、関係団体との連携強化に努めます。
- ③ **まちづくり協議会との関係整理**《市社協共同》
校区社協とまちづくり協議会との役割分担を明確にし、校区社協組織の基盤を確立します。
- ④ **各種会議等の開催**
地域福祉推進役の役割が果たせるよう、常設委員会や特別委員会、校区社協関連会議等において、基盤強化に取り組みます。
 - 会務の執行・議決に関する会議
 - ・理事会
 - ・評議員会
 - ・監事会
 - ・正副会長会議
 - 常設委員会【再掲】
 - ・ボランティア・市民活動センター運営委員会
 - ・心配ごと相談所運営委員会
 - 特別委員会・実行委員会【再掲】
 - ・運営企画委員会
 - ・ボランティアフェスタ実行委員会
 - 校区社協関連会議【再掲】
 - ・校区社協会長会議、ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議
- ⑤ **ボランティア団体等と連携した効果的な事業の推進**〔103千円〕
特技ボランティアや「こくら南サポーターズ」「ふくし劇団こくら南プチボ」等との連携により、区社協事業全般の事業効果を高めます。

⑥ **設立40周年記念事業の実施**〔750千円〕

社会福祉協議会関係団体役員等の協力・支援により、区役所並びに自治総連合会との協働で、本会設立40周年を記念する各種事業を開催する。

- 記念式典、講演会

2 財政の基盤強化

① **賛助会員制度の普及**〔1,000千円〕

社会福祉協議会関係機関・団体からの協力を得ながら、賛助会員制度の普及に努めます。

- 新規賛助会員の確保（各種行事への参画：社協のPR、協力者確保）
- 各種事業・行事を活用したPR方法の取り組み

② **共同募金運動への参画**〔10,712千円：年間予算額〕

共同募金は区社協の重要な活動資金です。校区社協など社協関係者からの支援を受けながら、街頭啓発活動など募金運動へ積極的に参画します。

また、広報紙・リーフレット・各種事業等を通じたPR活動もあわせて実施します。

③ **財源基盤強化・安定化**〔6,200千円〕

- 校区社協等の協力による飲料水自動販売機の設置
- 市遊休地の活用による駐車場経営事業
- 関係団体からの支援事業の促進
 - ・小倉南区チャリティーゴルフ大会
 - ・まつりみなみチャリティービアガーデン
- 記念寄付事業の展開
 - ・結婚、出産、進学、就職をはじめ設立記念など、新たな寄付文化の風土づくりの推進
- 新規収益事業等の検討

④ **事務事業効率化の促進**

事務事業の見直し等による事業の効率化、事業費の経費節減に努めます。

主な年間行事等

月	主催会議	ふれあいネットワーク活動推進事業関連	その他事業
4		10日(木) ふれあいネットワーク活動報告書提出締切	10日(木) 小学校・特別支援学校入学式 ・ランドセルカバー贈呈 (校(地)区社協の代表者出席)
5	中旬・監事会 下旬 ・正副会長会議 ・理事会、評議員会	・ふくしのまちづくり講座締切 (区内で1校区のみ)	
6	中旬 ・正副会長会議 下旬 ・理事会、評議員会	上旬 ・第一期助成金交付 ・新任福祉協力員研修会(区域研修)	中旬～下旬 ・新任校区社協役員研修会
7	上旬 ・運営企画委員会	・ウェルクラブ活動開始	6日(日) ・第6回ボランティアフェスタ
8			中旬 ・まつりみなみ (チャリティーピアガーデン)
9	中旬 ・第1回校(地)区社協会長会議	上旬～ ・自己点検、事業の中間報告提出準備	上旬 ・年長者・障害(児)者作品展 下旬 ・役員視察研修会：日帰り
10	中旬 ・運営企画委員会	10日(金) 中間報告書提出締切 下旬・第二期助成金交付	18日(土) ・障害(児)者ふれあい事業
11	16日(日) 市社協社会福祉大会表彰等(予定) 22日(土) 区社協40周年記念事業(予定)	23日(日) ・校区社協活動者交流会(ふうせんバレーボール等)	10日(月) ・チャリティーゴルフ大会
12		・年末・年始活動開始(見守り活動強化月間)	※ふれあい餅つき大会は、区役所耐震工事のため中止。
2	中旬 ・第2回校(地)区社協会長会議	上旬～ ・事業計画・報告書等の提出準備 中旬・現任福祉協力員研修会	上旬 ・地域福祉活動指導者研修(トップセミナー)
3	上旬・運営企画委員会 中旬・正副会長会議 下旬 ・理事会、評議員会	10日(火) ふれあいネットワーク活動申請書提出締切	9日(月) ・チャリティーゴルフ大会



〒802 - 8510 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号（区役所2階）

TEL. 093 (951) 5388 FAX. 093 (951) 5391